民法社団・財団法人→一般社団・財団法人　移行スケジュール

監督官庁・監督内容

従来どおり、旧主務官庁

従来どおり、旧主務官庁

【収益事業課税の考え方】

法人税法	収益事業以外の事業	収益事業（34業種）	
公益認定制度	収益事業	公益目的事業	収益事業
公益法人			課税
特例民法法人		課税	
非営利型法人		課税	
一般社団・財団法人	課税		

行政庁
①毎事業年度経過後3ヶ月以内に計算書類及び公益目的支出計画実施報告書を作成し、公益目的支出計画を変更する場合には行政庁の認可が必要
②公益目的支出計画を変更する場合には行政庁への届出が必要
③a名称、主たる事務所・代表者の変更
b公益目的支出計画の軽微な変更に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき
c変更した定款で移行の登記をしたとき
d定款で定めた存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又は定款で定めた合併の期日を定めたとき
④a合併をしたとき
b移行法人が当該吸収合併をし、当該消滅する移行法人が当該吸収合併を承認する旨の決議をしたとき
c移行法人が当該吸収合併をし、当該消滅する移行法人が当該吸収合併を承認する旨の決議をしたとき
d解散をしたとき
e合併により解散をしたとき
⑤公益目的支出計画実施報告書に記載した公益目的支出計画の実施が完了したこと
⑥公益目的支出計画実施報告書に記載した公益目的支出計画の実施が終了したこと
⑦移行認可を受けた法人が清算人を選任したとき
⑧行政庁は、移行認可を受けた法人が清算人を選任したときは、清算人の選任の日から2ヶ月以内に、特例民法法人の清算人の選任の日から2ヶ月以内に、清算人の選任の日から2ヶ月以内に、清算人の選任の日から2ヶ月以内に、